

# 令和4年度 群馬県立障害者リハビリテーションセンター事業計画

## I 基本方針

ご利用者ができるかぎり自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者本位のサービスに努め、指定管理者として県担当課と連携のもと、次の方針で事業を運営する。

- 1 ご利用者が「納得」するサービスを提供し、「魅力ある施設」を目指す。
- 2 県立施設としての役割を一層発揮し、「障害者支援の拠点」を目指す。
- 3 民間法人としての柔軟性・機動性を発揮し、効率的かつ効果的な経営に努める。
- 4 職員一人ひとりが自己研鑽に励み、資質向上と専門性の向上に努める。

## II 事業内容

- 1 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく事業
  - (1) 昼のサービス(日中活動事業)
    - ア 生活介護事業: 常時介護を必要とする重度障害者に、日常生活上の介護を行うとともに、その人らしく安心して生活できるよう援助する。施設入所支援事業との組み合わせにより、昼夜の支援となる。
    - イ 自立訓練事業: 地域で安定的な生活を営み、社会参加したいという障害者のために一定期間、通所利用により、機能訓練・生活訓練を行う。機能訓練は入所利用も可能である。
  - (2) 夜のサービス(居住支援事業)
    - ア 施設入所支援事業: 生活介護事業・自立訓練(機能訓練)事業を入所利用する障害者に、夜間や機能訓練の休日に介護を行う。
  - (3) 短期入所事業: 自宅で介護する人の病気その他の理由により、介護を必要とする障害者を短期間受け入れる。
- 2 附属診療所: 内科、整形外科、精神科、リハビリテーション科を診療科目として、ご利用者の健康管理に当たる。
- 3 売店事業: 県の承認を得た自主事業として施設内のご利用者へ日用品等の販売を行う。

## III 令和4年度の重点的取組と数値目標

- 1 新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで、各事業の安定した運営に注力する。
- 2 専門的知識・技術を有する福祉人材を育成し、県内の福祉マンパワー育成の一翼を担う。
- 3 少人数ケア・同性介護を実施するために必要な職員を適正に配置し、効率的な運営に努める。
- 4 法人内施設と連携し、相乗効果を発揮する。
- 5 法人の中長期計画・地域貢献推進ビジョンの各取組を積極的に推進していく。
- 6 数値目標

実施事業	定員	目標値	備考
生活介護事業	120名	98%	
自立訓練(機能訓練)事業	20名	85%	
自立訓練(生活訓練)事業	10名	85%	
施設入所支援事業	140名	生活介護98% 機能訓練50%	生活介護120名 機能訓練20名
短期入所事業	12名	50%	南棟6名、北棟6名
附属診療所		210件/月	令和3年度月平均請求件数による

7 取組項目別具体的内容

取組	重点項目	取組内容
サービスの質の向上	<b>【施設入所支援等】</b> ・看護と介護の一体型支援  ・登録喀痰吸引等事業者の体制の維持  ・介護職員による生活の中でのリハビリテーション  ・テクノロジー機器の活用  ・虐待防止  ・コロナ禍での家族との交流	・医療的ケアが必要な利用者への協力体制を維持しながら新たなケースへの的確なサービスの提供に協力して取り組む ・喀痰吸引等の安全管理体制を維持する ・重度化に対応するため資格取得を進める ・実地研修は事前に計画を立てスムーズに行う ・介護場面での移乗の機会に座位保持や立ち上がりの練習などを通して機能の維持を図り、実際の生活に繋がるように多職種で定期的に見直す ・ICT や標準化を図っているノーリフティングケアで新しい機器の導入を検討する。 ・マニュアルを周知するために研修を実施し、運用・検証を経て、随時更新する。 ・県警戒レベルに応じてオンライン面会、窓越し面会、HEPA フィルター付きパーテーション利用の直接面会で対応する
	<b>【自立訓練】</b> ・テクノロジー機器の活用	・訓練に web 会議ツール等を取り入れる。 ・単身生活予定者へ電子マネーの訓練を導入する
	<b>【給食】</b> ・利用者の変化に合わせた食事の提供	・昼食時にミールラウンドを行い観察・情報共有を図る
利用率の向上	<b>【施設入所支援等】</b> ・短期入所の利用率の向上	・各相談支援事業所に連絡を行い、以前利用をいただいていた方や新規の希望をもつ方に対し利用の案内や情報提供を行う
	<b>【自立訓練】</b> ・自立訓練の利用率 85%	・空き状況をホームページに掲載する ・リニューアルした屋外訓練場（段差・階段・傾斜地等）でバリアフリーでない市街地の模擬訓練を実施できることを周知する ・市町村へ介護保険との違いと訓練効果を積極的に説明する ・回復期病院の相談員や専門職からの相談に積極的に応じ自立訓練の役割や必要性を分かりやすく説明する。 ・障害支援区分認定前の暫定的な利用ができないため早めの調整の必要性を相談員に周知する ・利用終了後紹介いただいた病院へ成果・帰結の報告を行い、新たな紹介の可能性を高めていく。

地域福祉の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「群馬県ふくし総合相談支援事業（なんでも福祉相談）」への参加</li> <li>・群馬県災害派遣福祉チーム（DWAT）への派遣登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なんでも福祉相談員を増員する</li> <li>・DWAT への職員派遣の追加登録を行う</li> </ul>
人材確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業所向け研修会の開催</li> <li>・実習生の受入れ</li> <li>・OJT の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の生活支援などのケア技術と高次脳機能障害者等のリハビリテーション技術について、各 1 回研修を実施する。オンライン等も活用する。</li> <li>・介護福祉士養成校などからの実習生を感染症対策について学校と連携して安全な環境を整備し、積極的に受け入れる</li> <li>・法人で策定した OJT 推進基本方針に基づき初任時、3 年目、主任昇任時の職員に対し、OJT を実施する</li> </ul>
施設経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な職員数の管理</li> <li>・職員の経営参加意識の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人で規定した職員定数に基づき多様な採用区分の職員を効率的・効果的に配置する</li> <li>・4 半期ごとに利用率や各種経費等の状況を比較分析し情報共有する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立義肢製作所から意思伝達装置・補装具等の助言を受け、難病患者の生活支援などのケア技術の研修への協力を得る</li> <li>・研修指導センターから助言を受け、円滑に研修会等を実施する</li> <li>・館林市障がい者総合支援センターへ支援方法について作業療法士が助言する</li> <li>・県社会福祉総合センターの福祉用具展示場の展示品についてレビューや効果的な使用方法等を専門職が助言する</li> </ul>